

## 「輪島市立地適正化計画（案）」に関するいただいたご意見と輪島市の考え方

○ 募集期間 平成 29 年 1 月 20 日 ～ 平成 29 年 2 月 27 日

○ 寄せられたご意見 提出者：1 人（ 意見数：5 件 ）

	ご意見の内容（概要）	輪島市の考え方	修正
1	<p>パブリックコメントの市民周知方法について、回覧板により募集内容の情報の機会均等と市民周知を求める。</p> <p>結果通達に偏っている行政サービスを計画段階から市民と共に考える行政サービスへの改革を求める。各地域懇談会の状況、意見、課題の回覧についても求める。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、輪島市意見聴取手続き条例に基づき行いましたが、周知方法等の不十分な点については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	無
2	<p>輪島市内の病院は 1 箇所のみなので、通院者を対象として次回通院日に乗車予約サービスの実施を求める。</p>	<p>市街地で運行されている路線バス（輪島線・穴水輪島線・町野線・空熊線・西保線）は、全路線において輪島病院前に停車する時間帯を設けているほか、循環バス（のらんげバス）5 コースのうち城兼コースを除く 4 コースにおいて輪島病院前で乗降できる時間帯を 1 日に 7 回設定していますので、路線バスおよび循環バスの活用を推奨します。</p> <p>（城兼コースは 1 日に下車 1 回、乗車 1 回）</p>	無
3	<p>居住誘導区域の設定では除外されることとなっている津波浸水箇所が区域に含まれているが矛盾はないか。</p>	<p>津波災害警戒区域は、他の警戒区域と同様に災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し又は軽減するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合には、原則として居住誘導区域に含まないこととされています。</p> <p>一方、輪島市の中心市街地は日本海に面して形成されていることから、この区域を居住誘導区域から除外すると、中心市街地の大部分が居住誘導区域外となります。</p> <p>土砂災害と比較して、災害発生までにある程度の時間（猶予）を見込めることから、住民への迅速・正確な情報提供・避難誘導策の充実等の対策を講じ、人命の確保を図ることとし、津波・河川の浸水想定区域については、居住誘導区域に設定することとしました。（P47 参照）</p>	無
4	<p>マリンタウン住宅用地の利活用としてレジャーポート化を検討してはどうか。</p>	<p>マリンタウンの住宅用地は、宅地分譲を目的として整備されており、その他の施設整備については整備が完了しています。</p> <p>マリンタウンでの新たな施設の整備は困難ですが、他地区における整備の検討も含め今後の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>漆産業の六次産業化を図ればどうか。</p>	<p>漆器産業は、輪島市第二次輪島市総合計画においても基本方針の一つである「活力を生み出すまちづくり」に位置づけられており、輪島市にとって基幹となる産業ですので、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無